

令和6年度 デジタルノマド誘致モデル構築業務仕様書

1 業務名

令和6年度 デジタルノマド誘致モデル構築業務

2 業務目的

海外においては、「デジタルノマド」と呼ばれるIT技術を活用し、場所を選ばず働く人々が増加しており、日本においてもデジタルノマド向けの在留資格が令和6年4月1日に導入・施行され、今後急速に成長していくことが予想される。

本市ではこれまでワーケーション事業によって人的ネットワークや受入体制の構築に取り組んできており、それら資源を活用しながら、海外デジタルノマドの受け入れに向けた環境及び体制の構築することで、新たな関係人口の創出や地域消費の拡大等を促進することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日翌日から令和7年2月28日まで

4 業務内容

本事業は、海外デジタルノマドと地域の共創によって、本市ならではの受入環境及び体制を構築・実証するもので、以下のとおり業務を遂行する。

(1) 全体業務関連

- ・本業務遂行にあたり、海外デジタルノマドの趣味嗜好や行動特性、求められるニーズ等について、相当の知識を有する者を業務期間中、最低1名配置すること。当該者については、その実績や経歴等を提案書の中に記載すること。
- ・デジタルノマドの市内滞在を支援する地域コーディネーターを下記プログラム期間中、最低1名配置すること。当該者については、その実績や経歴等を提案書の中に記載すること。

(2) 海外デジタルノマド受け入れに係るプログラムの企画・運営

- ・受入体制の構築に関するプログラムを企画、運営すること。
- ・地域資源を活用したデジタルノマド受け入れに係る体験コンテンツを造成するものとし、造成方法については、地域事業者等と海外デジタルノマドの意見交換の場を設けるとともに、共創による企画、試作実行を行うこと。
- ・プログラム期間は1か月程度とし、期間中、市内での体験コンテンツや地域住民、事業者との交流会等を複数企画、提供（体験コンテンツについては、上記造成コンテンツ以外のコンテンツも可）すること。提供にあたって参加者が費用負担することは差し支えないが、金銭授受や予約管理等、全て受注者の責任において行うこと。なお、プログラムは全ての期間に参加することを参加者に求める必要はなく、期間の途中からの参加や途中での帰国も可能とする等、柔軟な運用を行うこと。

- ・参加するデジタルノマドはできる限り多様なエリアからの集客が図れるよう工夫すること。その手法については提案書に記載すること。
- ・プログラム内容の提案にあたっては、市内広範囲への参加者の回遊を促進することを意識すること。
- ・プログラムの実施にあたっては、本プログラムの趣旨に賛同し、企画や運営、広報等に協力してくれる地元の団体や民間企業等を募り、後のデジタルノマド誘客に関わるプレイヤーの拡大やネットワーク化を図ること。
- ・宿泊先については必ずしも参加者向けに確保する必要はないが、長期滞在に適した施設の紹介や参加希望者からの相談への対応等、滞在におけるサポートを十分に行うこと。また宿泊施設については、「下田市ワーケーション協力施設」に登録された施設を積極的に活用すること。
- ・プログラム期間中に市内で実施されているイベントや体験、飲食店の情報等、参加者に対する情報提供を十分に行うこと。
- ・プログラム内容の周知や参加申込みの受付等、対外的にプログラムの存在を周知し参加者の受付・管理を行う手法については、海外デジタルノマドを誘客する観点から効果的な方法を提案すること。
- ・実際に実施するプログラム内容については、発注者との協議により決定することに留意すること。協議の結果、イベントの全体像が定まった段階で、内容全体が把握できるリストを日本語において制作すること。
- ・プログラム実施期間中、延べ100人以上のデジタルノマドを本市への誘客するよう努めること。

(3) プロモーション

- ・プログラム実施前における参加者の集客及びプログラム実施中、実施後における今後の海外デジタルノマド誘客に向けたプロモーションを実施すること。
- ・参加者集客に向けたプロモーションにおいては、目標となる集客数の達成及び多様な国からの参加を達成するための具体的な方法を提案すること。
- ・プログラム集客や実施中、実施後のプロモーションにおいて、デジタルノマドに対する影響力を持つキーパーソンを最低3名は招聘すること。招聘する人物（案）については提案書に可能な限り記載すること。
- ・プログラムの実施を通じて撮影した写真や映像、内容を伝える記事等を制作し、本市のデジタルノマド滞在地としての魅力を訴求するプロモーションを行うこと。その際は、世界のデジタルノマドが閲覧するWEBサイトの活用やメディアによる広報等、効果が期待できる手法を複数検討し提案すること。
- ・参加者集客に向けたプロモーションにおいては、デジタルノマドビザの活用をできる限り推奨すること。
- ・各プロモーションの結果について、プロモーションの内容毎にその実績を分析・報告すること。

(4) 成果報告等

- ・プログラムの参加者に対してアンケートを実施し、プログラムやイベントに参加

しての感想や、市内の滞在環境・受入れ面に対する評価や課題等について集計・分析すること。

・業務完了後、履行期間内に報告書、プロモーション用に撮影した写真データ等を提出すること。なお、同報告書には、各業務を実施したことが証明できる書類及び写真等を添付するほか、プロモーション実績の分析結果、アンケートの集約結果、体験コンテンツの地域実装に関する提案、今後の受入体制の構築に関する提案等を記載すること。

5 成果品

(1) 成果品及び提出部数

- | | |
|-----------------|-----|
| ① 完了届（下田市規程の様式） | 1 部 |
| ② 報告書 | 1 部 |
| ③ 報告書の電子データ | 1 部 |

(2) 成果品納入場所

下田市河内 101 番地の 1 下田市産業振興課

6 その他

- (1) 受注者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、個人情報等の保護の重要性を認識し、業務を実施するにあたっては、個人や法人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等を適正に取り扱わなければならない。
- (2) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議のうえ決定する。